

平成 29 年 9 月 28 日

各 位

管理会社名	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ (管理会社コード 15814)
代表者名	マネージング・ディレクター ジャック・ジー
問合せ先	(代理人) 西村あさひ法律事務所 弁護士 本柳 祐介 (TEL. 03-6250-6200)

信託の終了に係る上場信託受益権信託契約の変更及び
催告の対象となる受益者確定のための権利確定日の設定に関するお知らせ

当社は、iシェアーズ 米国小型株ETF-JDR (ラッセル 2000) (1588) (以下「当ETF-JDR」といいます。) について、信託法第 149 条第 4 項、「iシェアーズ 米国小型株ETF (ラッセル 2000) 上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する個別契約書」(以下「本信託契約」といいます。) 第 4 条及び「上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約条項」(以下「本契約条項」といいます。) 第 51 条第 3 項の規定に基づき「非軽微な信託の変更」として、信託の終了に係る本信託契約の変更を予定しております。本信託契約の変更に関し、平成 29 年 10 月 12 日を権利確定日と定め、当該権利確定日における受益者を「知っている受益者」として「催告」の対象となる受益者と決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本信託契約の変更が決定された場合、平成 29 年 12 月 20 日で本信託契約の変更を実施し、平成 30 年 1 月 24 日を信託終了日として、信託の終了を行う予定です。

1. 信託契約の非軽微な変更及び信託の終了の日程

- | | | |
|--------------------|-------------------|-----|
| ● 対象受益者の権利確定日 | 平成 29 年 10 月 12 日 | (木) |
| ● 受益者への催告書類発送 | 平成 29 年 11 月 17 日 | (金) |
| ● 受益者による異議申立期限 | 平成 29 年 12 月 19 日 | (火) |
| ● 異議申立結果開示 | 平成 29 年 12 月 20 日 | (水) |
| ● 本信託契約の変更実施日 (予定) | 平成 29 年 12 月 20 日 | (水) |
| ● 取得請求開始日 (予定) | 平成 29 年 12 月 20 日 | (水) |
| ● 取得請求終了日 (予定) | 平成 30 年 1 月 8 日 | (月) |
| ● 信託終了日 (予定) | 平成 30 年 1 月 24 日 | (水) |
| ● 残余財産給付開始日 (予定) | 平成 30 年 3 月 5 日 | (月) |

2. 東京証券取引所における売買に関する日程 (予定)

- | | | |
|--------------------|-------------------|-----|
| ● 「監理銘柄 (確認中)」への指定 | 平成 29 年 9 月 28 日 | (木) |
| ● 「整理銘柄」への指定 | 平成 29 年 12 月 20 日 | (水) |
| ● 東京証券取引所における最終売買日 | 平成 30 年 1 月 19 日 | (金) |
| ● 上場廃止日 | 平成 30 年 1 月 22 日 | (月) |

[重要] なお、最終売買日までは東京証券取引所での売買が可能です。東京証券取引所での売却に関しては、取引先証券会社にお問い合わせください。

3. 本信託契約変更の内容及び理由

(変更の内容)

信託終了日を平成 30 年 1 月 24 日 (予定) といたします。

(変更の理由)

このたびブラックロック・グループは、日本におけるETFの商品戦略をより効果的なものとするため、その日本法人であるブラックロック・ジャパン株式会社より、幅広い投資家層が投資しやすい内国ETF形態のiシェアーズETFを通じ、各種資産クラスへの投資手段をご提供することといたしました。これを受けて、日本での提供商品を見直す一環として、当ETF-JDRは信託を終了することといたしました。今後は、内国ETF形態のiシェアーズETFが代わって投資家の皆様の分散投資ツールの役割を担います。

(本信託契約の新旧対照表)

新	旧
第3条の2 本契約条項第 60 条の規定にかかわらず、本信託は、平成 30 年 1 月 24 日の経過により終了します。	(新設)

4. 異議申立の判定

上記権利確定日における受益者は、本信託契約の変更に関し、平成 29 年 11 月 17 日に発送予定の催告書類にてお知らせする所定の手続きに従って、異議申立期間（平成 29 年 11 月 17 日から平成 29 年 12 月 19 日まで）中に、当ETF-JDRの受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に対して、異議を述べることができます。

当該異議申立期間中に、異議を述べた受益者の有する本受益権の口数が、総受益権口数の 2 分の 1 を超えなかった場合には、平成 29 年 12 月 20 日付で本信託契約の変更を実施し、平成 30 年 1 月 24 日を信託終了日として、信託を終了いたします。

ただし、上記の結果に至らなかった場合には、本信託契約の変更及び信託の終了は中止されます。その場合、本信託契約の変更及び信託の終了を行わないこと並びにその理由を速やかに開示いたします。

5. 異議を述べた受益者の受益権取得請求手続き

上記異議申立期間中に異議を述べた受益者に限り、本信託契約の変更が実施され信託の終了となる場合、平成 29 年 12 月 20 日から平成 30 年 1 月 8 日までの間に、当ETF-JDRの受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に対して、原則として権利確定日である平成 29 年 10 月 12 日時点で有する本受益権の口数を上限として、本契約条項第 52 条第 2 項及び本信託契約第 3 条の規定に基づき算定される価額（原則として本受益権 1 口あたり、当該異議期間の最終日の翌営業日（請求除外日を除きます。）における受託有価証券である外国ETFの一口あたりの市場価格又は、受託有価証券である外国ETFの一口あたりの純資産額をもとに受益権付与率、外国為替相場等を踏まえて算定される価額）にて、所定の手続きに従って、取得請求することができます（ただし、取得請求と同時に、取得請求の対象となる本受益権を受託者が指定した口座に振り替えていただく必要があるため、取得請求を受付した日において有する本受益権の口数が当該権利確定日に有する本受益権の口数以下となる場合には、取得請求を受付した日において有する本受益権の口数に限られます。）。

[重要] なお、異議を述べた受益者が必ず取得請求をしなければならないわけではありません。最終売買日(平成 30 年 1 月 19 日(金))までは、東京証券取引所での売買が可能であり、また、信託終了日まで保有し、残余財産給付開始日以降、残余財産の給付を受けることも可能です。東京証券取引所での売却に関しては、取引先証券会社にお問い合わせください。

6. 残余財産の給付

本信託契約の変更がなされた場合、本契約条項第 63 条及び本信託契約第 3 条の規定に基づいて、信託終了日である平成 30 年 1 月 24 日（予定）を残余財産の給付を受ける権利に係る権利確定日とし、当該権利確定日における受益者に対し、残余財産給付開始日（平成 30 年 3 月 5 日（予定））以降、残余財産の給付として金銭（原則として受託有価証券である外国ETFを処分して受領した金額（外貨を受領した場合には円貨に転換します）から手数料及びこれに係る源泉徴収額、消費税等の相当額並びに信託費用を控除した金額）の支払いを行う予定です。

本お知らせに関するお問い合わせ先

西村あさひ法律事務所 弁護士 本柳 祐介

電話番号 03-6250-6200

各種お手続きに関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行証券代行部テレホンセンター

電話番号 0120-696-242 (受付時間: 土・日・祝祭日等を除く 平日9:00~17:00)

ブラックロックグループの上場商品の特性に関するお問い合わせ

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号 03-6703-4110 (受付時間: 土・日・祝祭日等を除く 平日9:00~17:00)

以上